

平成24年5月11日

各 位

 会社名株式会社小林洋行
代表市総役社長細金成光 (コード番号8742 東証第一部)
問い合せ先取総役総務部長大丸直樹 (TEL 03-3664-3511)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年 6月28日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の とおりお知らせいたします。

記

- 1. 変更の理由
  - (1)当社子会社の事業内容の拡大および多様化に伴い、現行定款第2条(目的)に目 的事項の追加を行うものであります。
  - (2)法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規 定を新設するものであります。
- 2.変更の内容 変更の内容は別紙のとおりであります。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日	(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日	(木曜日)

以 上

## 【別 紙】

(下線は変更部分)

	(「梛は変史部刀)	
現行定款	変 更 案	
(目的)	(目的)	
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)	
(1) ~ (21) (条文省略)	(1) ~(21)(現行どおり)	
(新 設)	<u>(22)映像コンテンツ配信業務</u>	
(新 設)	(23) コンサルティング業務	
( <u>22</u> ) (条文省略)	( <u>24</u> ) (現行どおり)	
(監査役の選任方法)	(監査役の選任方法)	
第 30 条 (条文省略)	第 30 条 (現行どおり)	
(新 設)	<u>3. 当会社は、会社法第329条第2項</u>	
	の規定に基づき、法令に定める監査	
	役の員数を欠くこととなる場合に	
	備えて、株主総会において補欠監査	
	役を選任することができる。	
(新 設)	4. 前項の補欠監査役の選任に係る決	
	<u> 議が効力を有する期間は、当該決議</u>	
	後4年以内に終了する最終の事業	
	年度に関する定時株主総会の開始	
	の時までとする。	
(監査役の任期)	(監査役の任期)	
第 31 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)	
2. 任期の満了前に退任した監査役の	2. 任期の満了前に退任した監査役の	
補欠として選任された監査役の任	補欠として選任された監査役の任	
期は、退任した監査役の任期の満了	期は、退任した監査役の任期の満了	
する時までとする。	する時までとする。 <u>ただし、前条第</u>	
	3項により選任された補欠監査役	
	が監査役に就任した場合は、当該補	
	欠監査役としての選任後4年以内	
	に終了する事業年度に関する定時	
	<u>株主総会の終結の時を超えること</u>	
	ができないものとする。	
	$\frac{N^{2} \vee \mathbb{C}^{2} \times \mathbb{C}^{2} \vee \mathbb{C}^{2} \times \mathbb{C}^{2} \times \mathbb{C}^{2}}{N^{2} \vee \mathbb{C}^{2} \times \mathbb{C}^{2}}$	